

※助成制度を活用した運転免許取得の注意点※

(全ト協の助成制度を活用した準中型免許取得・準中型免許限定解除・特例教習・外免切替講習受講は除く。)

◎令和7年3月1日～令和8年2月28日までに教習所にて取得および支払いが完了したものが対象となります。

免許取得助成制度を活用される方は、令和7年度の申請において、免許の取得・支払いは令和8年2月28日までに、助成金の申請は、令和8年3月2日までに全て完了させなければなりません。(事業の完了)

◎教習料金の支払いに関して多数の教習所等は、先払いとなっております。令和7年の11月～令和8年2月頃から教習所に通う方は、教習所が大変混み合う時期となるので、特に注意が必要となります。令和7年度は、令和8年3月2日までに栃ト協に助成金の申請を完了しないと、助成金の対象から外れてしまいます。年度事業のため、令和8年度に運転免許助成制度が仮に継続していた場合でも令和8年度の助成対象にはなりません。特に令和8年1月・2月に教習料金を支払い、教習所に通うことを検討されている方は、ご注意ください。